# 的史研究

第七十五卷 第二號 平成二十八年九月發行

# 唐後半期の地方監察

出使郎官・御史と巡院、 憲銜保持者

木

聰

小 野

第一章 はじめに

出使と監察

第二章 憲銜保持者と監察

4 3

監察の實態

出使郎官・御史による監察

(2) 出使御史

(1) 出使郎官

1

(3)巡院による監察の實態

----憲銜を利用した權限付與

(2) 觀察使幕職官中の憲銜保持者に對する權限付與

知院官中の憲銜保持者に對する權限付與

きた。 うになる。 院」による監察について言及した先行研究をそれぞれ整理する。 よる監察をより正確に把握し、 御史幷びに所在の巡院をして嚴に訪察を加えしめよ」という具合に監察が命じられる。御史臺とともに監察を命じられる 行錯誤されてきた監察體制は安史の亂と前後して再編を餘儀なくされ、唐後半期において地方監察は詔敕に見て取れるよ 構を十分に把握できるはずもなかった。殊に地方監察では早くも太宗朝より監察使臣の派遣が始まり、 て監察要員の増强を行っており、 (後の右御史臺) 出使郎官・御史」と「巡院」は唐後半期の地方監察の一翼を擔う存在であり、 -央と地方における監察全般を實施することとなっていた。しかし大業の制では、 しかし、 動 唐後半期の詔敕では禁令などの內容に續けて、その監察を規定することが多々あり、 脳を開 の設置や十道按察使・採訪處置使の設置などのいくつかの試みが行われる。 兩者による監察は正確に理解されてきたとは言い難い。そこで本稿では「出使郎官 皇の 舊制 の復歸を掲げて収拾した唐朝では、 唐後半期における地方監察の全體像の把握を試みたい。まずは「出使郎官・御史」と この改革を要した社會情勢を顧みず、 外見上は開皇の制と同じく御史臺を置いており、 むやみに開皇の制に復しても、 先行研究においてもしばしば言及されて 御史臺の他に謁者臺と司隸臺を新設 しかし、 「御史臺及び出使郎 ・御史」 唐前半期におい その後も右肅政 支配領域と官僚機 と「巡院」に て試 2

まず「出使郎官・御史」による監察に言及した研究には次のようなものがある。

省諸司 はできない」 .橋繼男 この郎中 [一九七八] は、 員外郎 (四五頁) 及び御史 とするが、 「出使郎官・御史とは、 (恐らく侍御史・殿中侍御史・監察御史等) 論文の主旨が巡院の地方行政監察にあるため、 地方監察のため中央から隨時派遣されて州縣を巡察 である」「地方における監察機能を輕視すること 出使郎官・御史についてそれ以上檢討 した郎 官 ()

していない。

の出巡を出使御史として理解する

みえる史料を利用するが、 のであり、 家化する唐朝の監察全體の傾向である。 るために出使して巡察を行い、この地方巡察とは別に、 唐代の出 唐中 唐後半期において財政關聯の監察が増加した點は認め得るが、それは出使御史に特徴的な現象ではなく、 -期以降は御 [使監察制度を論じた謝元魯 財政關聯の監察に重心を移したと言えるか疑問である。また謝氏は御史出使の檢討に際して出使郎官 史の 出使郎官の説明はしておらず、 茁 使がより頻繁になり、 [一九八八] は、 また第一章で言及するが、 御史の關與は地方狀況全體の把握から財 隨時地方狀況の把握を命ぜられて御史が出使していたとする。そ 唐前半期の御史は吏治 出使郎官・御史の解釋を明確には示してい 出使郎官・御史による監察は財政關聯以外にも及ぶも ・經濟・ 治安などの地方狀況全體を把握す 政關聯の監察に重心を移した

唐前半期から行われる御史の出巡と理解し、 唐宋閒における監察體制の變革を論じた賈玉英[二〇〇四] しかし出使郎官自體については説明していない。 出使郎官は唐前半期の使臣監察體制崩壞後における中央による地方監察の補 は、 出使郎官・御史を唐後半期に新たに生じた出使郎官と

の監督體制の變化を論じた陳明光 方監察の職責を遂行するために出使したと言及するに止まる。 彼らによる地方監察については意を盡すが、 擔當者として明示されるようになり、 たが、 出使郎官と地方監察の關係を論じた陳明光 [二〇〇九 a] は、 その行使は出使郎官の判斷に委ねられていたとする。これに對して、 [二〇〇九b] では、 出使郎官の監察實施には强制力が生じたと指摘する。 出使御史については詳説しておらず、監察御史と殿中侍御史が負っていた地 地方監察を職責として定められる御史臺官員 また、 唐前半期の出使郎官はある程度の地方監察權限を有 唐前半期から後半期における地方財政に對する中 唐後半期の出使郎官は地方監察命令に監察 陳氏は主題とする出使郎官と (殿中侍御史 央

るため、 先行研究では出 監察のための出使や出巡と理解される場合がある。 使郎官 御史を 「地方監察のために出使したもの」 しかし、 そうした御史に命ずるのであれば御史臺に命ずるこ と理解する向きがあり、 殊に御 史は監察を本務とす

とで事足りており、 握することはあったが、「出使郎官・御史」としての把握と檢討が十分になされているとは言い難く、 れ、このような視點での實態の檢討が必要である。また、そもそも先行研究では |出使」に細かな指定がない點を考えれば、本務を含めた樣々な目的で出使の任にある郎官と御史の全てが對象と考えら 先掲の事例のように御史臺とともに出使郎官・御史に命ずる必要はない。「出使」とある點とその 「出使郎官」と「出使御史」を別々に把 「出使郎官・御史

次いで「巡院」による監察に言及した研究を整理しよう。

長官を知院官と言い、

として今一度檢討を要する

巡院については高橋繼男氏の研究がある。巡院は唐後半期の財政を擔った度支使・鹽鐵轉運使の地方出先機關であり、 (8)

財政諸使の現地實務に從事したとされる。また巡院管内に產鹽地を有する場合は、

私鹽取締りや鹽

4

らの監察業務が一層强化され、 四年(八三九)に御史を兼帶する知院官を御史臺に所屬させ、 發遣を擔ったとされる。巡院による地方行政監察については劉晏による巡院設置當初からの職掌であったが、文宗・開成 見解は廣く受け入れられており、 商管理、 鹽利上供などの鹽政にわたる廣範な職務を負い、巡院が漕運路上に存在する場合、 巡院は御史臺の地方出先機關として地方行政全般にわたる監察を行ったと指摘する。氏の 巡院は「地方常駐の中閒行政監察機關」 あらゆる公事の取締りを指揮させるとしたことで、從來か や「藩鎭體制に對應する監察機構」であったと 漕運路の管理や税物の貯藏

政だけではなく、より全面的な訪察の任を負うようになり、 財政諸使が官吏を訪察する職責を負ったために、 また寧欣[一九八九]は、設置當初の巡院は財政管理を職務としており、 巡院にも管内における監督任務が生じたとする。その後、 憲宗朝から地方官吏に對する監察任務が始まったとする。た 監察に關する明文規定はなかったが、上司 巡院は地方財 の

前揭 内の陳 [二〇〇九b] は、 唐後半期における地方財政の監督擔當者として巡院に言及し、 高橋氏の見解を受け入れ

御史臺と巡院の閒に統屬關係は存在しないとする。

だ高橋氏とは異なり、

理解される

使」がある。

巡院官が地方監察に充てられたとしつつも、 であるが、巡院に地方監察權限があったとみる點では、 との見解を示す。氏の指摘は、 たとする。そして巡院による地方監察は、 史臺官銜を與えるようになり、のちに御史臺官銜を帶びる巡院官は御史臺の管理下に入り、 巡院官の帶びる御史臺官銜を軸として地方監察制度における巡院の位置を捉え直したもの 唐前半期より地方財政の監督を擔ってきた御史監察體制の擴 監察人員としての自覺を持たせて地方監察機能を强化する目的で巡院官に御 高橋氏と立場は同じである。 巡院は御史體制に組み込まれ 充・ 延 伸に當たる

官銜 要視しておらず、結果として地方監察制度における巡院の位置附けが不正確であったように思われる。 も「巡院」自體に監察權限が付與されたとは言い得ない。 詔敕においては地方行政監察を命ずる對象として單に「巡院」と書かれることが多いものの、 (憲銜) を重視し、憲銜を裏附けとして知院官に監察權限が付與されたとの立場をとる。 結論から言えば、本稿は陳氏よりも更に知院官の帶びた御史臺 先行研究は憲銜 史料をみる限り、 の存在を重

檢討する。 本稿は第一章において出使郎官・御史による監察の實態を檢討し、第二章において巡院に對する監察權限付與の實態を 兩者に對する理解をもとに、唐後半期の地方監察制度の展開と全體像を再檢討し、 理解の深化を試みる。

5

## 第一章 出使と監察

本章では出使郎官と出使御史の實態を個別に檢討した上で、 出使郎官・御史による監察の檢討に 進

### 出使郎官

中 唐代の郎官は、 央行政を擔う尚書都省および六部の要官である。このような郎官の出使には、 尚書都省左右司郎中・員外郎の四員と尚書六部諸司郎中・員外郎の六十一員、 「郎官を指定する出使」と「臨時 計六十五員であり、 唐朝 Ď 茁

郎官を指定する出 選補 (人を州縣官に任用する制度 :使の設置を命じた上元三年八月七日の詔敕では、「强明淸正なる五品已上の官」を派遣するとしたが、 (六七六) (使 八月に設置され、 には 「選補使 (南選制) (南選使)」 が行われたが、それを實施するために中央より選補使が派遣された。 南選制の施行地 がある。 嶺 域に對應して嶺南選補使 南 閩中 黔中とい った南方邊境では、 ·福建選補使 黔中 吏部銓試 選 紅補使 德宗 選補使は が 7:大

〇七)に嶺南選補使となった職方員外郎王潔の三例のみだが、 補使であった右司 以前に任用要件は 曆十四年 (七八〇) 了郎中獨孤愐、 ② 「郎官」 十二月二日の へと變化していた。德宗初年以後にみえる選補使の例は、 德宗・貞元二十年 (八〇四) に嶺南選補使となった考功員外郎陳歸、 いずれも郎官が選補使となっており、 正 確な時期は特定できない 徳宗・興元元年 選補使は 憲宗・ (七八四) b のの、 元 和二年 郎官 德宗初 に嶺南 八 が 選 年

著作局の校書郎と正字、 接に結び附 かる通り、 外郎衞晏などの郎官と諫議大夫洪經綸・給事中盧翰・諫議大夫柳載が諸道官員の黜陟を目的として出使した。 侍御史庾何· 指定されていたとい これに對し ただし 二月の黜陟使がある。 文宗 郎官と他官がともに選任されている以上、 大半が郎官であるものの、 いているとは言 開 職方郎中 て「臨時の出使」には、 成三年 時 Ó える。24 出 劉灣・ 使に郎官が多く選任されたことにも理 (八三八)八月の宣慰使の例がある。 畿 い難い。 黜陟使の外に郎官と他官がともに出使している例には、 刑部員外郎裴伯言 赤縣の主簿と縣尉」 :詔敕には「南選已に郎官を差し」とあり、 同様に他官に交じって郎官が黜陟使として派遣された例として、文宗・開成元年 同時に郎官以外の官員 德宗・建中元年 (七八〇) 二月に諸道へ派遣された黜陟 から 司勳郎中韋楨・ 郎官であることは必要とされておらず、 「御史・左右拾遺 以上の例におい 田がある。 (諫議大夫や給事中) も出使しており、 禮部郎中趙贊·吏部郎中李承 白居易が國家の人事を論じた對策では 左右補闕 て郎官が多く任ぜられる傾向にあっ 郎官」が選ばれ、 憲宗・元和四年 京官として出使したとい 使の例が 刑部 黜陟使の任が郎官と密 郎中鄭叔則 かあり、 25 (八〇九) その中 から 右 正 見して分 司 禮部 月 郎 「左右 ú 0 中 官 員 兼

6

品已上の官」として優秀な人材である郎官の郎中 できる有能な人材が必要であり、そのために郎官が多用されたと思われる。 官として見込まれる優秀な人材が選任されるものであった。 丞・六部侍郎 ・給事中・中書舍人」が選ばれ、さらにそこから「公卿・將相」 (從五品上) が多く任用され、 臨時の出使は必要性や緊急性が高く、 先述した選補使の場合も、 が選ばれるとされており、 郎中の任用が常態化した結果、 出使目的を的確に達成 「强明清正 郎官は將來の大 員外郎 なる五

### (2) 出使御史

(從六品上)を含めた郎官の任用として慣習化したものと思われる。

御史が出使する場合には、「御史職務を遂行するための出使」と「臨時の出使」がある。

瞻の按問、 史崔簡の推按、(36) 袁異式による青州刺史劉仁軌の推按、 (3) の推按、 であり、 御史職務を遂行するための出使」には出使推按がある。これは告發された地方官の不法行爲を出使して調査するもの 監察御史が充てられて「推事御史」と呼ばれた。出使推按の例には、高宗・顯慶五年(六六〇)正月の監察御史 <sup>(8)</sup> 代宗朝の監察御史竇參による湖南判官馬彜の推按、德宗・貞元十七年(八〇一)三月の御史による衢州刺史鄭式(33) 憲宗・元和四年(八〇九)の監察御史元稹による瀘州監官任敬仲の推按、憲宗朝の監察御史盧則による連州(8) 武宗・會昌五年 (八四五) の監察御史崔元藻と李稠による江都令吳湘の推按などがある。 高宗・龍朔二年(六六二)十月の監察御史秦令言による洛州長史許力士の子許欽明 7

二年 監察御史の職務として定着した。 南及び黔府の選補、 するために置かれ、 出使推按の他には、 (八○七)八月に嶺南監選使となった監察御史崔元方がみえ、 亦た一人をして、其の得失を監せしむ」(同書卷一三・御史臺・監察御史)とあり、 各選補使に對應して嶺南監選使・ 南選制に關わる「監選使」がある。 監選使の例としては、玄宗・天寶年閒に黔中監選使となった監察御史韋鎰、 (3) 福建監選使・黔中監選使が派遣された。『大唐六典』には 監選使は先述した南選制の實施に際して、選任の公平性を擔保 監選使は監察御史の職務であったとみなせる。 (4) 玄宗・開元年 一凡そ嶺 聞には 元和

は言い難い。 の處理を命じている。 する出使に充てられたのである。 白居易の對策に言及されており、 (七一六)に蝗害が發生しており、 以上 立 「御史職務を遂行するための出使」であるが、 したがって、この場合の郎官と御史は、 派遣された戸部郎中と侍御史の職務は全く異なり、 將來の大官として見込まれる優秀な人材が選任された。そのために有能な人材を必要と 戸部郎中蔡秦客を河北道に、 例としては玄宗・開元五年 官職の職務とは關係なく一京官として出使したといえる。 御史の場合も「臨時 (七一七) 二月の 侍御史崔希喬を河南道に派遣し、 出使の内容がいずれ の出使」がある。 詔敕がある。 開元三年 か一 御史も郎官と同 方の職 事後の民情把握と適宜 七一 務に關係すると 五<sup>43</sup> と同 几

が頻繁に行われていたことを示しておく。 は存在していたと思われるが、 以上で擧げた出使御史の具體例は非常に限られるが、 史料を擧げて示し得ないため、 全ての出使が史料に残るわけではない。 以下では三院御史(侍御史・殿中侍御史・監察御史) 恐らく他にも御 史の出 0 出 使

侍御史の職務には、

獄訟および御史臺に提訴された訴訟を推鞫する任があり、これを東西推

(兩推)

と呼んだ。三院御

8

に知推御史が高頻度で交替したことを示しており、侍御史の出使は比較的頻繁に行われたものと推定される。 八二)九月の御史臺の上奏によれば、 で割り振りが決まっており、 として各院の院長、年資最淺の新人が最下位として序列化し、それぞれに職務を配分した。 史は年資の深淺に基づいて各院內の序列が定められており、 知推御史の交替が兩推業務遂行の妨げとなることを防ぐ目的で、 裁可された。この對應が採られたことは推官を設置して兩推業務の一貫性を確保しなければならない<sup>(8)</sup> 序列第二位の侍御史が西推を擔い、第三位が東推を擔うものとされた。徳宗・建中三年(46) 兩推を擔う侍御史 (知推御史) 臺院・ 殿院・察院各院における年資最深の御史を序列第一位 が出使する場合、 推官を設置して知推御史とともに業務を擔わ 新たに知推御史を定める必要が 兩推業務も例にもれず臺院內

巡察する左右巡使 中侍御史の職等 (務には司農寺太倉と太府寺左藏庫 (各一員) の任があり、 開元二十一年 0 出 (七三三) 納監察を行う監太倉使 三月十九日の詔敕では監太倉使・監左藏庫使(証) 監左藏庫使 員 や京城 左右巡

であろう。 た。このように殿中侍御 使の任期を規定し、 したがって、 開元元年 任期中の交替や出使を禁じる。 開元二十一年以前において出使は常態化しており、 .史は出使によって本務を果たせない狀況が發生したため、 (七一三) 正月には、 殿中侍御史が出使によって出拂い、 内容からみて、 擔當御史の交替による諸使業務の遲滯を懸念したもの 以後も監太倉使・監左藏庫使・ 殿中侍御史の出使制限 知班要員が不足する事態が發生して が實施されたの 左右巡使以外

は出使したと思わ

n

られ、 順に充てられた。 伴う分察使の交替が問題視され、 う分察使の交替を問題としており、 と出使に關する舊例と分察使の充任順序變更の關係は明示されていないが、 第二位に兵部と工部を、 監察御史の出使に關聯する慣例・規則は侍御史や殿中侍御史の場合よりも記述が多く殘されており、 出使する場合には分察使 尙 語六部の監察を行う分察使 徳宗・ 興元元年 第三位に戸部と刑部を分察させるように分察使の充位順序を變更する。 (六察御史) 分察使充任順序の變更を行うまでに至った事實は、 (七八四) その解消を目的として分察使充任順序の變更が行われたと見るべきであろう。 (尚書六部の監察以外に他の諸司も管轄していた) (3) 十月四日の詔敕では舊例において出使も分察使と同様に序列最下位より充て が交替して業務を補ったと述べた上で、第一位の監察御史に吏部と禮部を、 詔敕の論理展開を考えれば、 は監察御史の序列最下位 監察御史の出使が高頻度で行われ 本詔敕において、 より詳 朝廷は出 (新人) 分察使 出使に 使に伴 から

9

制に復したが、 變更が行われた。 使が十分に機能していないことを指摘し、 その後、 憲宗・元和四年 その結果は分察の機能不全として現れた。文宗・太和七年 分察機能の 新制では序列上位より分察使に充てるものの、 囘復を圖った。 (八〇九)五月には出使業務への對應よりも新人監察御史の能否判斷という目的を優先して舊 しかし、 分察使の糾擧すべき案件が他日に發覺した場合、 成果は上がらなかったとみえ、 興元元年の改革時とは若干異なり、 (八三三) 八月七日の册皇太子德音では、 翌年九月の 擔當の分察使 御史臺の 監祭使となる序列第 上奏によって制 を 度

たことを示唆する

は、

繼續的に存在していたといえる。

察に充てるとした。 位と館驛使となる第二位の監察御史は分察に充てず、 制度變更の內容は異なるものの、 趣旨は興元元年の改革と同様であり、 序列第三位の監察御史を吏部專察とし、 監察御史に對する出使の要請 第四位以下をその他

# 3) 出使郎官・御史による監察

以上に「出使郎官」や「出使御史」の諸形態を示したが、これらが「出使郎官・御史」という形で史料に初出するのは、

代宗・大暦六年

(七七一) 六月の詔敕である。

四・帝王部・發號令門三

〔大曆六年〕六月、詔して曰く「今より已後、 [由]官節級に科貶せよ。仍お御史臺及び出使郎官・御史に委ね、訪察して聞奏せしめよ」と。(『册府元龜』 所在に閉糴し及び権稅を隔截するを得ず。如し輒りに違犯すれば、 卷六 所

鹽法改革によって專賣收入は大幅に增大した。しかし、 (G) 買入に必要な見錢の管外移出の禁止 羅は諸道州縣が管內にある穀物の管外移出を禁ずる行為であり、管外移出による穀物不足を防ぐ目的があったが、穀物の本詔敕では、地方官に對して各所における閉羅と権稅の隔截を禁じ、御史臺と出使郎官・御史に訪察させるとする。閉 鹽の專賣は安史の亂で疲弊した財政の再建のために始められ、代宗・永泰元年(七六五)正月に鹽鐵使となった劉晏の権 餘剩地域から不足地域への移動を妨げるものであった。権稅の隔截は、專賣稅の收納を妨礙する行爲、すなわち專賣品の® (禁錢)や專賣稅の收納機關に集められた見錢の中央への送付を妨礙する行爲である。 ® 見錢拂である專賣收入の增加は取りも直さず消費地からの見錢流 管外移出による穀物不足を防ぐ目的があったが、<sup>(G)</sup>

専賣收入減少と更なる見錢不足を招いた。 (6) 藩鎭や州縣が管內の利益を案じて閉羅と権稅の隔截を行った結果、 唐朝全體の利益を損ない、 安史の亂後における國家

諸道州縣は管内に錢貴物賤をもたらす見錢不足を防止するために権稅を隔截したとみられるが、

これは唐朝

再建 敕にみえる。 れたものと推察される。 として御史臺と出使郎官・御史に地方の取り組み狀況を訪察させることで、禁令の實效性を擔保する方法が新たに導入さ 爲の解決を地方任せにした結果、 敕以前に類例はみえないが、 の障礙となった。 この際の對處は 権税の隔截は専賣收入の大幅増加をもたらした劉晏の権鹽法改革の影響が大きいと考えられ、 閉糴は玄宗・開元二年 「當處の長吏」や「諸節度・觀察」に指示され地方に任されたが、 閉糴問題は解決しなかったようである。この教訓を踏まえて、大曆六年では朝廷の耳目 七一四 閏二月十八日の詔敕と肅宗・上元元年(七六〇)九月の詔(%) 地方政廳が起こす問題

閉羅禁錢、 喪葬嫁娶や車馬衣服などの規定違反、 る廣範な事象において命じられるようになる。では、その監察の實態はどのようであったのだろうか。 これ以後、 改定刑罰遵守の 出使郎官・御史に對する訪察命令が數多く下されており、 ) 狀 況 節度使・防禦使による羣盗取締り、 詔敕・赦令の不勵行、州縣倉庫の減耗、 ② 参牒の不適正使用など地方行財政から社會制度に至(2) (2) (3) (4) (5) (5) 兩稅外徵收や貨財の聚斂、 聽取におけ 地方官の政績調査、 次に出使郎官・御 つる拷問

**—** 11

## (4) 監察の實態

史による監察の實態を檢討する

制敕及び每歳の旨條に准るに、 准るに、 彈劾された嚴礪の行爲は、「管內官民の資產沒收」と「兩稅外徵收」である。 南東川詳覆使として出使した。 ができる。 出 使御史による監察の實態は、 出 憲宗・元和四年 便御史をして、 所在に不法を訪察し、 (八○九)三月一日に監察御史元稹は敕命を奉じ、 劍南東川道に至った元稹は、 『兩稅留州 元稹の「彈奏劍南東川節度使狀」および「彈奏山南西道兩稅外草狀」より窺い知ること ・留使錢の外、 狀を具して奏聞せしめよ』 加率せる一錢一物、 故劍南東川節度使嚴礪の詔敕違犯を知り、 とあり」とし、後者の彈劾根。 (8) 弾劾文では前者の彈劾根據を 瀘州監官任敬仲の贓犯を詳覆するために劍 州府長吏並びに枉法計贓に同じ、 據 「前後制敕に 仍お出使 前 後の

御史をして訪察して聞奏せしめよ』とあり」 としており、 元稹が法令に從って彈劾した様子を見て取

とあり」と彈劾根據を引き、 刺史使牒を承け界內に権率せば、 は、 んば或いは未だ遵行せず、 和元年已後三度の赦文・每年の旨條に准るに、『兩稅留州・留使錢外の加率、 加えて「彈奏山 元稹が剣 南 東川詳覆使の任にあった際、 「今年二月三日制節文に准るに、『諸道兩稅外 南西道兩稅外草狀」には、 尙お欺弊有り、 山南西道管内で行われている兩稅外徵收の關係者の處分を求める。 明らかに懲責を加え、仍お御史臺及び出使郎官・御史に委ね訪聞して聞奏せしめよ』 永く奉法を言い、 山南西道で行われていた「兩稅外徵收」を彈劾したものである。(窓) 御史が長安出發後に下された法令に對應する狀況も見て取れる。 事理當然なり、 権率、 比來制敕の處分、 長吏に申敕し、 錢一物、 丁寧ならざるに非ず。 州府長吏、 明らかに禁斷を加えよ。 並びに枉法贓を以て 元稹 聞く が Û 如し 如く

音は、 は閏三月三日の徳音が未着の時期に作成され、 下されていなかったか、 る詔敕を事細かに列擧しているにもかかわらず、 いて「二月三日」とする日附は 況からみて、「今年二月三日制節文」は徳音の一部を制節文として引用したものであり、「彈奏山南西道兩稅外草狀」にお 文」とするが、ほぼ同文は憲宗・元和四年(八〇九)閏三月三日の「亢旱撫恤百姓德晉」にある。文言がほぼ一致する狀文」とするが、ほぼ同文は憲宗・元和四年(八〇九)閏三月三日の「亢旱恤百姓德晉」にある。文言がほぼ一致する狀 この彈劾文で注目すべきは、彈劾根據として擧げる「今年二月三日制節文」である。 同様に兩稅外徵收を彈劾した「彈奏劍南東川節度使狀」には引かれていない。元稹は彈劾文において彈劾根據とす これによって、 劍南東川道に徳音が屆いていなかったとみるべきである。したがって、「彈奏劍南東川節度使狀 出使中の元稹は長安出發後に下された德音が手元に屆いた時點で最新の法令として山 「閏三月三日」の誤記か誤傳と考えられる。「彈奏山南西道兩稅外草狀」に引かれた本德 「彈奏山南西道兩稅外草狀」は元稹の手元に德音が屆い 本狀で徳音が引用されていないということは、 彈劾文では「今年二月三日 作成時點ではまだ徳音が て後に作成され 制 茜

道における兩稅外徵收の彈劾に適用したと考えられ

る

使郎

官

御史に監察を命ずる詔敕には、

概して「訪察して聞奏せしめよ」と指示されており、

見すれば出

12

たと考えられ

の實效性は彼らの姿勢に依存することになり、 官・御史にとっては附加的な任務にすぎず、 は出使目的の達成であり、 見された場合に奏聞するものであり、 「切に察訪を加えしむるべし。 歸朝後は聞奏を要するように讀める。 歸朝時に最も必要な聞奏は出使目的に關する報告である。詔敕で指示される監察事項は出 如し違越有らば、 問題がない場合は聞奏の必要は無かったと考えられる。 全てを逐一報告したとは考えにくい。その結果、 監察の成果は擧がらなかったとみられる。文宗・太和七年 則ち具して奏聞せよ」と指示するように、 しかし實態は宣宗・大中十三年 (八五九) 出 出 監察の結果、 使郎. 使郎官・御史による監察 十月九 官・ 御 H 史の本來 詔敕違犯が の嗣登寶位 閏七 |使郎 0)

月五日の詔敕では、 あって、 して從來通り「訪察して聞奏せしめよ」と命じており、 官・御史による監察が整備される動きといえる。ただし武宗・會昌元年 效性を向上させるために、それぞれの監督官が定められ、監察項目の條錄・聞奏の期限まで設定されるに至り、 内に聞奏し、 聞奏させるとする。その上で郎官は尚書都省の左右丞が監督し、 r V ない 點を指摘し、 詔敕に特記され 同時に中書門下にも報告させるとした。從來、 出使郎官・御史が通過する州縣において州縣官の政績や民衆の疾苦、 從來命じられてきた「違法の徴科」 ない限り、これ以後も出使郎官 太和七年の施策は州縣官の政績と民情の把握に限定されたもので や「刑政の冤濫」に對する出使郎官・御史の訪察が成果を擧げて 御史による監察の報告は、 必要に應じて聞奏が行われた出使郎官 法官 (御史) (八四一) は大理卿が監督し、 正月の詔敕では、 必要に應じて聞奏を行う形で實施さ 水旱害の狀況について條錄 歸朝時 ・御史による監察の實 出 使郎官・ の朝見後五 御史に對 出 使郎 百以

界が、 た當初は する以上、 監察結果の報告以外にも、 きあり、 本質的に出使期間中 郎官や御史の 極 言すれ ば出 出使が頻繁に行われ、 使がなけれ 出 使郎官・ しか監察できないという時間的限界と出使時の移動範圍 ば監察も行われ 御史による監察の問 實效性のある地方監察になり得ると判斷されたと思われるが、 ない ため、 題點は存在する。 恆常的に機能する監察とは そもそも、 しか監察できないという空間 この監察方法は 言 13 難い。 この監察が始 出 監察の需要 を 前 的

(八三三)

## 憲銜保持者と監

## 1 知院官中の憲銜保持者に對する權限付與

唐後半期の詔敕において監察擔當者として出使郎官・御史とともに明示される巡院が地方監察に關與する狀況は、 文

宗

開成四年

(八三九)

四月の御史中丞高元裕の上奏に詳しい。

り已後、三司知監院官の御史を帶ぶる者、並びに臺司に屬せしめ、凡そ公事を紀綱する有らば、以て指使するを得ん 以てせんことを』と。能く遵行すること罕にして、歳月旣に久し、 れ臺中の寮屬たり。伏して請うに、委ぬるに各おの本道使司及び州縣の、格敕に違う・不公等の事有るを訪察するを い、以て所在の風俗を察訪し不法を按擧するを得。元和四年、御史中丞李夷簡亦た曾て奏すらく『知監院官、 〔開成〕四年四月、 御史中丞高元裕奏すらく「伏して以うに、天下三司監院官の御史を帶ぶる者、 事 須らく振起すべし。伏して請うらくは、今よ 從前 之を外臺と謂

14

ことを」と。之に從う。(『宋本册府元龜』卷五一六・憲官部・振擧門 (憲銜)を帶びる三司監院官

御史中丞高元裕は、

從來、

御史臺の官銜

(知院官)

が外臺と呼ばれ、

所在地において風俗

冟 ここに引かれる御史中丞李夷簡の上奏は、 高元裕は、 の察訪や不法の取締りを實施する存在であったと指摘し、憲宗・元和四年(八〇九)に御史中丞李夷簡が知監院官 に諸使・州縣の違法行爲や不公正を訪察させる旨の上奏を行ったものの、 知院官中の憲銜保持者を御史臺に所屬させ、 次の記事に對應する。 公事の取締りを指揮させることを求め、 訪察は機能しなかったと述べる。 上奏は裁可された。また、 (知院

[元和] 四年十二月、 御史中丞李夷簡奏すらく「諸州使 兩稅外の雜権率及び敕に違う不法の事有り。 諸

を指すことがあることを示唆するものである

道鹽 **--鐵轉運** 度支巡院をして察訪せしめ、 狀 臺司に報じ、 以て憑りて聞奏せんことを」と。 之に從う。

#### 八八・鹽織

る。 年にはこの關係を更に進めて、 たのである を帶びた知院官による監察結果の御史臺への報告が規定されたことで、御史臺と知院官の閒に統屬關係が發生し、 れた點を考慮すれば、 上奏には、 支使下の巡院に監察を行わせ、 御史中丞李夷簡 文字通り讀めば、 『唐會要』 成は諸道 所載のものにはみえない「知監院官、多く是れ臺中の寮屬たり」という李夷簡の現狀認識が記され 知院官の多くは御史臺の同僚・下屬であったと讀めるが、後に御史臺への報告や統屬關係が設定さ 知院官の多くが憲銜を帶びていたことを意味するのであろう。 諸州において兩稅外徴收や詔敕に違犯する官吏が存在することに言及し、 その結果を御史臺に報告させて聞奏することを求めた。高元裕の上奏に引かれる李夷簡 憲銜を帶びる知院官を御史臺に所屬させることで、地方監察における統屬關係を明確 以上を整理すれば、 諸 道 元和四年に憲銜 0) 鹽 開 運 成四 度

込まれ、 中の憲銜保持者」であっ の上奏では巡院が監察を行ったかにみえるが、 が帶びる場合には、 合以外、 の憲銜保持者である。 「はじめに」で紹介したとおり、 官界での序列を示す名目的職事官(階官)であったが、少なくとも元和四年の李夷簡の上奏以後にお(『) 御史監察體制の擴充・延伸と理解する。 御史の一部として機能したとみるべきである。唐後半期における憲銜は、 監察職務を擔う御史本來の性質が前面に出ることになったのである。 したがって、より正確に言えば、 たと知り得る。 陳 [二○○九b]はこの動向について財政三司巡院が次第に御史體制に取り込まれた この事例は、 高元裕の上奏を參照することで、 しかし、 單に 知院官中の憲銜保持者が地方監察の職務においては御史臺に取 御史臺との統屬關係が定められたのは巡院ではなく、 「巡院」とのみ記す場合であっても、 元和四年における監察擔當者が 實際に御史の任にある官人が帶びる場 なお、 「知院官中の憲銜保持者 『唐會要』 所載 て知院官 知院官

臺が名を具して聞奏するとし、 史臺と出使郎官・御史に委ねる。 諸道の進奉」の禁止である。 |月三日に下された「亢旱撫恤百姓徳音」とこれに絡む事件が存在する。 翰林學士李絳と白居易の奏請を受けて、 の上奏は地方監察における巡院 徳音では從來禁止されてきた兩稅外徵收について今一度その禁止に言及し、その訪察を御(8) 進奉停止後も從來通り財貨を聚斂する者は、 また諸道の進奉は例外を設けて禁止され、「GRI) (知院官中の憲銜保持者) 百姓の負擔を輕減する政策が盛り込まれた。(®) の關與を示す最初期の記事であるが、 出使郎官・御史が訪察して聞奏することとし 違犯して進奉された品は左藏 本徳音は長引く旱魃に對處するために その一 部が「兩稅外徵稅」と 上奏の背景には 庫に納 史

こしている。 否を嘗さんと欲す」るものと指摘する。 た 受け取ったが、 察使閻濟美の進奉が御史中丞盧坦によって彈劾された。當初、憲宗は兩者を詔敕違犯ではないとして處罰せずに進奉品を 離任して歸朝する際に藩鎭の金錢を持ち出して進奉することを禁じたが、 は宦官の協力のみを頼りに進奉を强行したわけではなかった。前年の元和三年 の實效性には 兩稅外徵收と進奉に伴う聚斂は不要の徵收であり、 和四年閏三月の德音は、このような狀態の改善を圖るために、 裴均の進奉について翰林學士李絳は「陛下の意を試す」ものとし、 疑問が残る。 禁令違犯を處罰しなかったため、 盧坦の言に動かされ、 **德音が下された翌月、** 進奉品を内庫ではなく有司(恐らくは左藏庫)に納めることで示しをつけることと 時人の認識では、 元和三年の赦文の禁止條項は空文化する。 山南東道節度使裴均が宦官と通じて銀器千五百餘兩を進奉する事件を起 百姓の負擔輕減の目的で禁止行爲として德音に盛り込まれたが 公然と法を蔑ろにし、 御史臺や出使郎官・御史による監察を新たに規定して 同年三月には前山南西道節度使柳晟と前 (八〇八) 正月十一日の赦文では、 翰林學士白居易も「朝廷を試し、 朝廷を試す挑戰的行爲であったが、 ・其の可

に至ったと推測される。 の强化を圖っ たとみられるが、 このように公然と詔敕が無視される狀況の下、 禁令違犯が處罰されなかっ た前年の例もあり、 同年十二月に李夷簡の上奏が行われ、 裴均によって朝廷の姿勢が試され 兩稅外徵收

あって、 行すること罕にして、 宗・長慶四年 常駐する巡院 しかし、 を指示することとなった。先述したように恆常的に監察できない出使郎官・御史とは異なり、 n 敕違犯 これ以降も狀況は改善せず、 開成四年に御史臺と知院官中の憲銜保持者の閒に統屬關係が明確に設定され、更なる監察强化が圖られたものと (諸道の進奉を含む) に關して、 (八二四) 七月の夏綏節度使李祐による入朝時の進奉が發生しており、 (盟) (知院官中の憲銜保持者) 歳月旣に久し」と言及されたように、實效性は無いに等しい狀態が長く續いた。そうした狀況に 元和十四年(八一九)七月の宣武軍節度使韓弘および神策護軍中尉による進奉や敬 を利用して常時監察させることで、 從來活用されてきた出使郎官・御史だけでなく、 監察の實效性向上を狙ったものと推察される。 開成四年の高元裕の上奏で「能く遵 知院官中の憲銜保持者に監察 全土各地に遍在し、 地方に

による貨財聚斂による贈賄、 れたものには、 以上で擧げた 閉糴禁錢、 「兩稅外徵稅」と「諸道の進奉」以外にも、 元和四年以後において知院官中の憲銜保持者が監察を命じら 詔敕・赦令の不勵行、 (M) 知院官中の憲銜保持者の監察への活 藩帥 17

考えられる。

(2)觀察使幕職官中の憲銜保持者に對する權限付與

用が多方面にわたって擴大したことが分かる。

憲銜保持者への監察權限付與は財政諸使下巡院に留まらず、藩鎭でも實施される。宣宗・大中四年(八五〇) 八月の御

史中丞魏謩の上奏を見てみよう。

〔大中四年〕八月、刑部侍郎 しむ、 又た各おの三司使の申を得るに、 州縣を煩勞せんことを恐れ、 ・御史中丞魏謩奏すらく「諸道州府の百姓 稱すらく『院官の人數 多からず、例として院務を專掌し、 先に度支・戶 部 鹽鐵院官の憲銜を帶ぶる者を差して推劾せしめんことを請 臺に詣りて訴事し、 多く御史を差して推 課績を辦ぜず』と。

如し纍りに推して勞有り、 道觀察使幕中の判官、 少なくとも五六人を下らず、 能く冤滯を雪ぎ、 御史臺 官を闕かば、 其の中の憲銜を帶ぶる者より委ねて推劾せしめんことを請う。 便ち奏用せしめん」と。之に從う。 (『舊唐書』

八下・宣宗本紀

れを斷念し、 が認められた。 推劾させようとした。 る調査活動が州縣に負擔をかけることを恐れ、 これによれば、諸道州府の人々が御史臺に直訴するため、 少なくとも諸道に五・六人は置かれている觀察使下幕職官中の憲銜保持者に推劾させることを提案し、これ しかし巡院を管轄する三司使が知院官の人員が多くないことを理由に難色を示したため、 度支・戸部 ・鹽鐵使下の憲銜を帶びる院官 御史を派遣して推劾する例が多くなったが、 (知院官) に御史の代替として 魏謩はこ

とが最大の目的であったとみられる。その際に、 を代案とした理由として一定數の人員を確保できる點を擧げるが、 深し」とあるように、多くの業務を抱える御史臺にとって百姓の直訴は厄介事と化しており、 めた。しかし、その後も御史臺への訴えは減少せず、大中四年の魏謩の上奏が行われるに至る。 司で訴訟を行うこととし、 が、手順を無視して御史臺へ直訴する例が多く、 上奏によれば、 ここで取り上げられた御史臺への直訴は、 「州縣を煩勞せんことを恐れ」とするが、大中元年の御史臺の上奏に「煩褻なること旣に甚だしく、弊を爲すこと頗る であった。 戸婚・田土・利息・賣買などに關する訴えは、 多くの監察權限を付與され、御史臺の管理下で地方監察の一翼を擔ってきた實績のある知院官 これに三司使が反對した結果、 審理に問題があった場合に限り、 すでに大中初年より問題となっていた。 御史臺を煩わしていた。この狀況に對して、 地方で推劾に當たる役目に選ばれたのが、 代案とされたのが觀察使幕職官 御史臺へ訴えることを認め、審理を擔當した推官の處分も定 はじめに所管の府縣・諸軍・諸使へと訴えるべきであった その前提として巡院と同じく各地に遍在し、 (中の憲銜保持者) 大中元年 各地に遍在し、 これを地方で處理させるこ 從來通り、所管の府縣 魏謩は提案を行った理 (八四七) である。 四 月 地方に常駐す 0 御史臺の 地方に常 所 18

駐する點が重視されたことは明らかである。

なお、 たかは知り得ない。 見出せず、 付與する現狀を維持しつつ、さらに觀察使幕職官中の憲銜保持者にも監察權限を擴大する方針であった點に留意したい 大中四年以降も知院官中の憲銜保持者が活用されている。 0 詔 大中 大中四年以降に觀察使幕職官中の憲銜保持者やその他の憲銜保持者に對する監察權限付與が行われたとする記事は ·四年に知院官の不足を理由に觀察使幕職官中の憲銜保持者へ監察權限が付與されたが、翌大中五年 觀察使幕職官中の憲銜保持者がこれ以降も活用されたのか、またその他の憲銜保持者にも監察權限が擴大され 諸道觀察使と出使郎官・ 御史に加えて所在の巡院に對して、 したがって、魏謩の上奏は知院官中の憲銜保持者へ監察權限を 券牒の不適正使用を覺察するよう命じており 八五一

基づい て奏用する規定を設ける。 ては上奏に明示されていない。 て御史臺が奏用すると定められる以上、 幕職官から正員の御史への榮達という恩賞は、 しかし魏謩の上奏では、 推劾の結果は御史臺に報告されたと考えられ、 御史臺に缺員が生じた際に推劾で實績を上げた者を補充要員とし 推劾の實效性を確保する措置であるが、 觀察使幕職官中の憲銜保持 實績に — 19

# (3)巡院による監察の實態 —— 憲銜を利用した權限付與

知院官中の憲銜保持者とおおよそ同じ狀況であったと推察される。

者も御史臺の統制下にあり、

旣述

の通り、

知院官中の憲銜保持者は御史臺の管理下にあったが、

御史臺と觀察使幕職官中の憲銜保持者の關係に

うい

巡院とのみ記されることが多く、 者が御史を代行する根據が、 ※暮の 上奏は、 ついで觀察使幕職官中の 地方監察と憲銜 憲銜にあることを示している。 それが知院官中の憲銜保持者に限定されているのか、 いずれも憲銜保持者を指定した點である。 の關係について重要な事實を示す。 巡院が監察に關與することを示す史料には、 それは御史の代行を提案する際、 これは眞御史 文字通り巡院という組織であるの (正式に任命された御史) はじめに三司: 單 では

61

見すると判然としない。それゆえに先行研究では、 朝廷の意向はあくまでも憲銜保持者に對する監察權限の付與であり、 巡院が地方監察を擔ったと解釋されてきた。 (II) 巡院に監察權限を與えたとは言 しかし魏謩の上

在の長吏と巡院に對して共に勾當して訪察することを命じたものである。この內容は經濟活動と密接に關わっており、和四年以前、巡院に訪察を命ずる詔敕はあるものの、事例は非常に少なく、內容をみると、銅器賣買と銷錢を禁止し、 という目的を考えれば、 指 鹽の取締りを擔った巡院が經濟犯罪取締りの延長線で監察を命じられたのではなかろうか。これに對して元和四年以 元來有した監察官の性格を前面に押し出. が、多くの知院官が階官として帶びていた憲銜であり、 であったが、本來財政諸使の地方出先機關に過ぎない巡院やその官員に地方行政監察の權限はない。そこで着目されたの 示される監察は、 高元裕の上奏が行われた元和四年 經濟活動や財政の範疇を超えて地方行政に及んでおり、 巡院は全土各地に遍在し、その官員は地方に常駐するため、 Ļ 地方行政監察を行う裏附けとしたのである。 (八〇九) 以前から巡院が地方監察を擔っていたとの見方がある。 (E) 元和四年に御史臺との統屬關係を構築することで、御史の官銜が 監察內容に變化がみられる。 地方行政を常時監察させるには最適 地方監察の强化 確かに元 所 私

20

## おわりに

本稿で檢討した「出使郎官 ・御史」と「巡院 (知院官中の憲銜保持者)」による監察を今一度整理し、 唐後半期における

地方監察の展開

よる監察は、 肘を加えるために 多様な目的で出使する全ての郎官や御史が出使の目的地および通過地において、 國家再建を進める最中の大曆六年、財政政策の障礙となる藩鎮・州縣による閉糴と権稅の隔截に對 出 使郎官 御 史 による監察が導入され、 以後この監察方法は多方面で行わ 出使郎官 ħ る。 出 御史に監察を指 使郎. 官 史に

違犯を發見した場合に聞奏を行うものであった。このような監察方法をとった

等による貨財の 事例について、 あった。この點は詔敕における監察擔當者の示し方から判明する。一例として「藩鎭等による貨財の聚斂」 (八三三) 八月七日の册皇太子德音では、監察擔當者として「度支・鹽鐵分巡院」(E) 聚斂という同じ行爲を禁ずるが、 監察擔當者の變更ではなく、從來の 後者が下されたことで監察擔當者が變更されたと考えられる。 「出使郎官・御史」に加えて「度支・鹽鐵分巡院」 同様に藩鎭・刺史等による貨財の聚斂を禁じた文 同時に進奉停止後における貨財 を擧げる。 が監察擔當者と の禁止をみて 兩德音は藩鎭

225

大中

地

なったとの見方も可能かもしれ

郎官・ いては、 される一 あっても省略せずに明記してい 御史幷びに所在の巡院」に訪察を命じる。 監察擔當者が出使郎官・御史から度支・鹽鐵分巡院へと變更されたと見るべきである。 「御史臺」と「出使郎官・御史」も省かずに明記する。これを參考にすれば、藩鎭等による貨財の聚斂の禁令にお 唐代の詔敕では同內容の監察について監察擔當者を明示する場合、 同 .様に兩稅外徴收を禁じた文宗・太和三年 る。 例えば、 兩稅外徵收を禁じた元和四年閏三月の德晉では 後者によって 「所在の巡院」 (八二九)十一月十八日の南郊大赦では (fi) た元和四年閏三月の德音では「御史臺i が監察擔當者に追加されるが、 先行法令で旣に規定される監察擔當者で 以上の事例から考えて、 一及び 「御史臺及び出 出 前者で規定 御

出 がらその監察も一概に信頼に足るとは言い難く、 縣の業務が阻礙されるという事態が發生しており、 われる。 從事可能な知院官中の憲銜保持者が監察に利用されはじめたことにより、 (八二〇) 二月 出使」を前提とする以上、自ずとその監察には限界があった。このような出使郎官・御史は、 [使郎官・御史や憲銜保持者が監察擔當者として明示された法令に限って監察權限を發揮したと理解できる。 第一章で言及した通り、 に監察權限を付與したとしても十全に監察機能を發揮するとは限らなかったためと考えられる。 出 H 使 郎 官 このように巡院の官員 気におい それにもかかわらず、 五日 御史と知院官の問題點を承知の上で兩者を併用し、 て藩鎮や州縣に對する監察强化の必要性は高まっており、 1の卽位大赦によれば、 出使郎官・御史による監察の實效性は出使する郎官・御史の姿勢に依存したとみられ、 (知院官) は、 出使郎官・御史は憲銜保持者と併用され續けたわけであるが、これは巡院の官員 度支・鹽鐵巡院が州縣の差科を逃れようとする富商高戸を影占したために、 地方に常駐するがゆえに地方で背任行爲をなす可能性を抱えており、 監察權限を得た場合に利益追求に用いられる可能性もあった。 同様の狀況は僖宗・乾符二年(八七五)正月七日の南郊大赦にも見出 監察命令を下す際には包括的な監察權限を與えずに限 地方監察における利用價値は低下したように思 知院官の 利用 は避け得 地方において常時監察に なか ったのである。 穆宗・元和十五 しかし (知院 また 州 年

22

を狀況に應じて使い分け、相互に補完させることで、兩者の監察機能の維持を圖ったのである。このように、 擔當者の多樣性を確保することで、地方に對する監察機能が完全に喪失する事態を防ぐ目的があったと推測される。 權限を付與する對象を擴大していった背景には、 定的な權限を與えることで、背任行爲を犯す懸念のある人員が權限を濫用して無用の被害を生むリスクを避け、 一概には信頼を置けない人員を利用しなければならない狀況の下、 更に兩者

おける狀況や五代・宋への展開については論及できなかった。これらの點は今後の課題としたい。 察制度の展開と全體像を追究したが、史料の關係上、宣宗の大中年閒以前における展開を示すに止まり、 本稿では「出使郎官・御史」と「巡院 (知院官中の憲銜保持者)」による監察の檢討を通じて唐後半期における地 唐末の混亂期 方監

#### 計

î とし(『大唐六典』 監察御史)。三院御史の員數は『大唐六典』及び 侍御史)、監察御史は は「殿庭供奉の儀式」を掌り(同書卷一三・御史臺・殿中 人員である。侍御史は 下) · 殿中侍御史六員(從七品上) · 監察御史十員 下)が御史臺官を統括した。この長貳の下に臺院 官志の記載と『新唐書』 一獄」、「肅整朝儀」を職務とした |判官(次官)の御史中丞二員 御史臺は長官の御史大夫一員(從三品、 が所屬した。この三院御史が御史臺による監察の實働 2の三院が存在し、それぞれに侍御史四員 卷一三・御史臺・侍御史)、 「分察百僚」と「巡按郡縣」、「糾視 「糾擧百僚」と「推鞫獄訟. 百官志の記載で異なっている。 (正五品上、後に正四品 (同書卷 」を職掌 (從六品 Î 八品 

> 御史十員・裏行五員とあり、 る員數は、 史四員・內供奉二員、殿中侍御史六員 し徳宗・貞元年閒に成立した『通典』 御史六員・殿中侍御史九員・監察御史十五員とする。 史六員・監察御史十員とするが、『新唐書』百官志では侍 『大唐六典』・『舊唐書』職官志では侍御史四員・殿中侍御 正員の御史に内供奉と裏行を加えた員數と考え 『新唐書』 の職官典には、 ·內供奉三員 百官志に記載され 侍御 **—** 23

任育才 [一九七五]、張碧珠 [一九七六]、王壽南 [一九八 [一九六九]、八重津洋平 龍大軒 [一九八八]、胡滄澤 [一九九三]、 徐式圭 [一九三七]、築山治三郎 [一九六四]、 [一九七〇]、 同[一九七一]、

(2) 御史臺および御史に關する研究には、高一涵 [一

られる。

- 三頁)。第一に中央が地方に對して實施する監察であり、 (3) 唐前半期の監察方式を二種類に大別する(一二四]、任大熈[二〇〇〇] などがある。また胡寶華[二九九四]、任大熈[二〇〇〇] などがある。また胡寶華[二九九元]、日野開三郎[一九八一]、何汝泉(3) 唐前半期の監察使臣や右御史臺、按察使・採訪使の研究(3)
- げる。 録事愛軍・主簿の系統、朝集使の系統、採訪使の系統を擧 第二に地方政府が實施する監察であり、都督・刺史の系統、

監察御史と十道按察使のような定期的な監察方式を擧げる

- 在巡院、嚴加訪察。…」十一月十八日赦文「…。天下除二稅外、不得輙有科配。其十一月十八日赦文「…。天下除二稅外、不得輙有科配。其(4)『文苑英華』卷四二八・翰林制誥九・赦書九・太和三年
- (5) 高橋 [一九七八]。
- (6) 賈玉英 [二〇〇四]、陳 [二〇〇九 a]、同 [二〇〇九
- 齊濤[一九九一]などがある。同[一九九八]、同[一九九七]があり、他の研究には賈憲保[一九八四]、[一九七八]、同[一九八二]、[一九八二]、同[一九七六]、同(7) 高橋[一九七二]、同[一九七三]、同 [一九七六]、同
- (8) 高橋 [一九七三]。

- (9) 高橋繼男氏によれば、巡院の長官たる知院官は、知巡院の中でも上級官司に當たる留後院の長官である「留巡院の長官を總稱して知院官の語を用いており(鹽鐵轉運巡院の長官を總稱して知院官の語を用いており(鹽鐵轉運送の長官をとも呼稱されていた(同信や監院官、知監院官、院官などとも呼稱されていた(同
- 高橋 [一九七六] 三九頁。

10

- (11) 高橋 [一九八二]。
- 高橋 [一九七八]、四五頁。

12

- (4) 寧欣 [一九八九]、二三頁。
- (15) 『通典』卷二二・職官典四・尚書上・歷代郎官「…。今年、大重其選。…」

**—** 24

- (16) 南選制の研究には中村裕一 [一九八二] がある。
- 南選使、簡補廣・交・黔等州官吏。」(17)『舊唐書』卷五・高宗本紀下「〔上元三年八月〕壬寅、置
- (18) 中村 [一九八二]、四頁。
- (19) 『唐會要』卷七五‧選部下‧南選「上元三年八月七日、(19) 『唐會要』卷七五‧選部下‧南選「上元三年八月七日、任五品已上官者、委使人共所管督府、相知具條景行‧藝任五品已上官者、委使人共所管督府、比來所奏擬土人首領、任敕「桂・廣・交・黔等州都督府、比來所奏擬土人首領、任稅。」 『唐會要』卷七五‧選部下‧南選「上元三年八月七日、

- (20) 『唐會要』卷七五・選部下・南選「大曆十四年十二月二(20) 『唐會要』卷七五・選部下・南選「大曆十四年十二月二
- (21) 『宋本册府元龜』と表記して明本を用いる。] 年] 十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」十一月、嶺南選補使・右司郎中獨孤愐奏「伏奉建中四年」

26

- (24) 郎官が選補使に充てられる事例に含めることは控える。 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當 を一六〇・徐浩傳)。しかし、都官郎中(従五品上)は當
- 畿、職方郎中劉灣往關內、刑部員外郎裴伯言往河東·澤年二月、發黜陟使分往天下。以右司郎中兼侍御史庾何巡京(25) 『宋本册府元龜』卷一六二·帝王部·命使門二「建中元

- (29)『白氏長慶集』卷四六・策林二・大官乏人「臣伏見、國…」 選等道宣慰、刑部郎中崔瑨往山南等道・鄂岳等道宣慰。 漢等道宣慰、刑部郎中崔瑨往山南等道・鄂岳等道宣慰。 『宋本册府元龜』卷一六二・帝王部・命使門二「〔開成〕

家公卿將相之具、選於丞郎・給舍、丞郎・給舍之材、

史・遺補・郎官、御史・遺補・郎官之器、

紀三三・玄宗紀・天寶十三載九月條)とある。また、推按(30)『資治通鑑』胡三省註所引宋白『續通典』によれば、「又正・畿赤簿尉、雖未盡、是十常六七焉。…」

- 體例を擧げることは困難である。行ったが(『大唐新語』卷二・剛正第四・宋璟條)、その具對象の官員が高品である場合、侍御史が出使して推按を
- 凌辱過甚。…」 察御史袁異式受宰臣李義府密旨、推青州刺史劉仁軌、有所察御史袁異式受宰臣李義府密旨、推青州刺史劉仁軌、有所、監
- 蜀州刺史郭式詹隹娟五千元、银二千兩、上曰「式詹犯臧、(34)『舊唐書』卷一三‧德宗本紀下「〔貞元十七年三月〕癸酉、至千貫、爲得罪者之子因權倖誣奏彝、參竟白彜無罪。…」宗時爲監察御史。奉使按湖南判官馬彜獄。時彜擧屬令贓罪(33)『宋本册府元龜』卷六一八‧刑法部‧平反門「竇參、代
- 臣昨奉三月一日敕、令往劍南東川、詳覆瀘州監官任敬仲贓(35)『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「…。已詔御史按問、所進宜付左藏庫。」」 電州刺史鄭式瞻進絹五千匹、銀二千兩、上曰「式瞻犯贓、
- 36 卷六二・御史臺下・出使 衆賂綾六百匹、 『宋本册府元龜』 出按連州刺史崔簡得實、 盧則停官, 簡弟計訴推吏、 而衆以貨遺所推令史。 卷五二二・憲官部・譴讓門 故衆亦坐焉。」 衆學按屬內刺史崔簡罪、 「〔元和〕 決杖配流。…」・『唐會要 及還、 六年九月、 至京 其下吏受觀察使李 有告者、 以 盧則 前湖南觀 為監

- 議者多言其冤、諫官請覆按、詔遣監察御史崔元藻‧李稠覆資裝爲贓、罪當死。湘、武陵之兄子也、李德裕素惡武陵、李紳按江都令吳湘盗用程糧錢、强聚所部百姓顏悅女、估其《行治通鑑》卷二四八‧唐紀六四‧武宗紀「淮南節度使
- 38 たものの、 し恐らく、 しも監察御史に限定されなかった」(六頁)とする。 たかも監察御史のみが任命されるかの感を受けるが、 六典』では監察御史の條において、その職掌を説明し、 册府元龜』卷五四六・諫諍部・直諫門二)。中村 [一九八 は殿中侍御史柳澤が嶺南監選使であった例もある てられる職と考えられるが、 監選使は<br />
  『大唐六典』<br />
  に記されるように、 は本例によって「監選使の任命に關して、前掲 當初の監選使は監察御史に限定されていなか 開元二十七年(七三九)の『大唐六典』完成以 玄宗・開元二年 監察御 七一 四 逆が充 『大唐 あ 26
- 著、遷大理評事。」

  著、遷大理評事。」

  著、遷大理評事。」

  第四月之學者。載策入高科、授邠州下詔求明莊・老・文・列四子之學者。載策入高科、授邠州(第四十二十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二

前に監察御史の任として確立したものと推測する

れており(『唐會要』卷七五・選部下・南選)、嶺南選補使れており(『唐會要』卷七五・選部下・南選)、嶺南選補使(41) 福建監選使の具體例は史料に見出せないが、監視對象の(41) 『舊唐書』卷一四・憲宗本紀上「〔元和二年八月〕甲子、

續かず、選補使派遣の際には監選使も置くのが通例であっ 月二日の詔敕では監選使の廢止が命じられているが(『唐 會要』卷七五・選部下・南選)、憲宗・元和二年(八○七) には嶺南監選使崔元方がみえるため、監選使の廢止は長く や黔中選補使と比べて存在期間が短かったため、福建監選 や黔中選補使と比べて存在期間が短かったため、福建監選

49

- 《3)『舊唐書』卷八‧玄宗本紀上「[開元三年] 六月、山東諸(3)『舊唐書』卷八‧玄宗本紀上「[開元三年] 六月、山東諸
- 河南・河北蝗蟲大起、遣使分捕而瘞之。…」(44)『舊唐書』卷八・玄宗本紀上「〔開元四年〕是夏、山東
- (45) 八重津 [一九七○]、一六八頁。
- 受事監奏。次知東推・理匭之事。…」 深者一人判臺事、知公廨雜事等。次知西推・贓贖・三司、46) 『大唐六典』卷一三・御史臺・侍御史・原註「侍御史年
- 移、不失根本。若非職掌見任官、手力外、請給十年充糧料舊例合有推官、今請置兩員、與本推御史同推。御史縱有改史臺奏「其推知〔知推〕御史差使改移、其兩推即須改入。(47) 『唐會要』卷六二‧御史臺下‧推事「建中三年九月、御

- 、取贓贖錢。」敕旨「依奏。」」
- しい(『唐會要』卷六二・御史臺下・推事)。 「大八四)十月四日の御史大夫崔縦の上奏がより詳元元年(七八四)十月四日の御史中のいては、憲宗・元和五年史と殿中侍御史による東西推の分掌が行われるようになったことで廢止される(『唐會要』卷六二・御史臺下・推事)。侍御史二員と殿中侍の一次の一次の際に設置された推官は、二年後の徳宗・興元元年しい(『唐會要』卷六二・御史臺下・推事)。
- 御史へと戻される(『唐會要』卷六〇・御 が、文宗・開成元年(八三六)正月に殿中侍御史から監察 二—九三頁)。殿中侍御史による監倉・監庫は長らく續く 九・尙書省諸司下・出納使)を根據に天寶二年とする(九 楊釗が司農出納錢物使に充てられた記事(『唐會要』 出納使に充てられ、天寶四載 九三]は天寶二年 この轉換の時期は確定できないが、八重津 [一九七〇] は なった(『新唐書』 から監察御史の任務であったが、後に殿中侍御史の職務と 「おそらく開元天寶の交」(一七二頁)とし、胡滄澤 監太倉・監左藏庫の任は、玄宗・開元十九年(七三一) (七四三) 六月に殿中侍御史張瑄が太府 卷四八·百官志三·御史臺·監察御史)。 (七四五)八月に殿中侍御 史臺上・監察御 27
- 四・職官典・御史臺・監察御史)。宗・開元初年より殿中侍御史の任となった(『通典』卷二(50) 左右巡の任はもともと監察御史の任務であったが、玄

- (2)『唐會學』卷六二.即史》5、- 口圧「肩亡亡臣臣引、安巡御史、亦各定一人、一季一替、並不得改換及差使。」」年三月十九日、敕「監倉庫各定御史一人、一年一替、左右(51)『唐會要』卷六二・御史臺下・雜錄「至〔開元〕二十一
- (52) 『唐會要』卷六二・御史臺下・知班「開元元年正月、(52) 『唐會要』卷六二・御史臺下・知班「開元元年正月、
- (53) 分察使の名稱について説明する記事は、管見の限り、唐代では見出せない。ただし、後唐の莊宗・同光二年(九二四)五月一二日の御史臺の上奏によれば、本朝の故事では御史臺が六察(吏察・兵察・兵察・戸察・刑察・禮察・工察)を行い、これを實施する監察御史六員を「分察使」と呼んだとする(『宋本册府元龜』卷五一七・憲官部・振舉門二)。とする(『宋本册府元龜』卷五一七・憲官部・振舉門二)。とする(『宋本册府元龜』卷五一七・憲官部・振舉門二)。とする(『宋本册府元龜』卷五一七・憲官部・振舉門二)。とする(『宋本冊府元龜』卷五十七・憲官部・北京、「刑察」「禮祭 [察]」が確認できるため(同書卷五・徴部)、唐(第一次)を理解して問題を正する。
- (5) 『新唐書』卷四八・百官志三・御史臺・監察御史「…。宗・寶曆元年(八二五)に國子祭酒であった衞中行が公金宗・寶曆元年(八二五)に國子祭酒であった衞中行が公金宗・寶曆元年(八二五)に國子祭酒であった衞中行が公金三十年分察使が祕書省の四庫について上奏した例(『唐會要』卷三五・經籍)がある。兩記事をみる限り、分察使の要』卷三五・經籍)がある。兩記事をみる限り、分察使の『唐會要』卷三五・經籍)がある。兩記事をみる限り、分察使の『唐會

- 56 部工 られる。 ] は貞元元年 相移改。今請令監察從上第一人察吏部・禮部、 舊例、從下又合出使、若一人出使、兼有故、 年十月四日、敕「監察御史六人、承前所定、皆是從下次 『册府元龜』 [興元二年とあるが興元年閒は元年のみであり、興元二年 「興元元年」としており、本記事は興元元年の誤りと考え 部、 第三人察戶部 の御史臺の上奏に引かれるほぼ同内容の敕は (七八五) に當たる。また、後揭註 御史臺上·監察御史「興元二 ·刑部。每年終、 議其殿最。」
- 57 並無職掌、無以觀其能否、 以監察第一・第二人已充監祭及館驛等使、 禮部、第二人察兵部・工部、 省一司。又准興元元年十月敕『令監察從上第一人察吏部・ 年五月、御史臺奏「准舊例、 『宋本册府元龜』卷五一六・憲官部・振擧門 今請守舊制、 監察御史從下六人、 第三人察戶部 新人分察。」從 ・刑部』者。伏 新人除出使外 「元和 兀 28
- 等他時發覺者、本察御史並當貶斥。…」 鮮能舉職。起今已後、諸司如有身名僞濫・隱盜官錢及違法 皇太子德音「…。御史臺所置六察、分糾百司、比來因循、 (58) 『文苑英華』卷四三二・赦書一三・太和七年八月七日册
- 省[者]。伏以監察在臺、職當使役、或有出入推按、例合『監察御史六人分察尚書省、從下一人察吏部、其次察兵部』月、御史臺奏「當司應六察官、伏準元和四年五月二十日敕月、御史臺上・監察御史「〔太和〕八年九

監察御史分察尚書省六司、

繇下第一人爲始、出使亦然。

59

以次人便專察吏部、其下便依次轉差。 | 敕旨「依奏。] 每因一人奉使、 難得精審。今請除監察 須數員轉職、 所冀察務有常 [祭]·館驛兩處

- 60 日野開三郎 [一九三八]、一六一頁
- $\widehat{61}$ 日野 [一九三八]、一六三頁
- 62 |野 [一九三八]、一六五頁
- 64 63 日野 [一九三八]、一七四頁。
- 65 日野 [一九三八]、一七四—一七五頁。

日野開三郞 [一九六〇]、六二頁

- 閉羅、各令當處長吏簡較 [檢校]。]」 閏二月十八日、敕「年歲不稔、有無須通、 **「册府元龜」** 卷五〇二・邦計部・平糴門「玄宗開元二年 所在州縣、 、不得
- 67 未流通、 『册府元龜』卷五〇二・邦計部・平糴門「肅宗上元元年 敕「先緣諸道閉羅、頻有處分。 宜令諸節度・觀察、各於管內捉搦、 如聞、 所在米粟、尚 不得輒令閉
- 68 四二八・翰林制誥九・赦書九)、文宗・太和七年(八三三) 太和三年(八二九)十一月十八日の赦文(『文苑英華』 卷 音(『文苑英華』 月の御史臺の上奏(『唐會要』 憲宗・元和四年(八〇九)閏三月三日の亢旱撫恤百姓德 卷四三五・德音二・賑恤德音上)、文宗・ 卷八四
- $\widehat{70}$ 69 穆宗・長慶元年(八二一)正月三日の南郊改元赦 憲宗・元和四年 (『文苑英華』卷四三五・德音二・賑恤德音上)。 (八〇九) 閏三月三日の亢旱撫恤百姓德 **②**文

- 部·赦宥門九)、敬宗·寶曆元年(八二五) (『唐大詔令集』卷七〇・典禮・南郊四)。 (八二四) 三月三日の赦文 (『册府元龜』 卷四二六·赦書七·禋祀赦書三)、 正月の南郊赦 卷九〇・帝王
- 穆宗・長慶三年(八二三)十二月の浙西觀察使李德裕

 $\widehat{71}$ 

- 三月三日の赦文(『册府元龜』 |奏(『唐會要』 卷三八·葬)、敬宗·長慶四年 卷九〇・帝王部・赦宥門九)。
- $\widehat{72}$ 九)十一月十八日の赦文(『文苑英華』卷四二八・翰林制 詔令集』卷七○・典禮・南郊四)、文宗・太和三年 敬宗・寶曆元年(八二五)正月七日の南郊大赦
- 73 集』卷二九·皇太子·册太子赦)。 文宗・太和七年(八三三)の册皇太子德音(『唐大詔令

誥九・赦書九)。

- 74 集』卷二九・皇太子・册太子赦)。 文宗・太和七年(八三三)の册皇太子德音 (『唐大詔令 — 29
- <del>75</del> 會要』卷六八‧刺史上)。 文宗・開成元年(八三六)八月の中書門下の上奏
- $\widehat{76}$ 華』卷四二〇・赦書一・登極赦書)。 下)、懿宗・大中十三年十月九日の嗣登寶位赦 (『文苑英華』 卷四三六·翰林制詔一七·德音三·賑恤德音 文宗・開成三年(八三八)正月二四日の淄青蝗旱賑 (『文苑英
- $\widehat{78}$  $\widehat{77}$ ) 十二月の尚書都省の上奏所引)。 武宗・開成五年 (『唐會要』 卷三九・議刑輕重 (八四〇) 十二月十四日の中書門下の上 武宗・會昌元年
- 武宗・會昌二年(八四二) 四月二十三日の上尊號赦

二)。

宣宗・大中五年

八五

七月の詔敕

(『唐會要』

卷六

84

- (8) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「…。(8) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川監官任敬仲贓 正昨奉三月一日敕、令往劍南東川、詳覆瀘州監官任敬仲贓 正氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「…。
- (a) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「嚴 (a) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「嚴 (b) 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏劍南東川節度使狀「嚴
- 府長吏並同枉法計贓、仍令出使御史訪察聞奏」、···」 爾双於管內諸州元和二年兩稅錢外、加率一錢一物、州制敕及每歲旨條「兩稅留州·留使錢外、加率一錢一物、州人百六十七束、每束重一十一斤。○右、臣伏准前後 萬四千八百六十七束、每束重一十一斤。○右、臣伏准前後 第四千八百六十七束、每束重一十一斤。○右、臣伏准前後
- 83 後使牒、 Щ 使裴玢勘得報稱 ·四百七十七圍、 『元氏長慶集』卷三七・狀・彈奏山南西道兩稅外 .南西道管內州府、 並稱准舊例於兩稅外科配。 加配驛草、 每圍重二十斤。 「自建中元年已後、 每年兩稅外、 遂於路次州縣檢勘文案。 (中略) 配率供驛禾草共四 又牒山南西道觀察處置 每年隨稅據貫配率前 訪聞前件 国萬六 草狀

- ヘ、堇ルロ前。| ニ禾草、將供驛用者。] …。劍南東川詳覆使監察御史元
- 明加懲責、 事理當然、 敕處分、 准今年二月三日制節文、「諸道兩稅外摧 留使錢外加率、 『元氏長慶集』卷三七・ 伏准元和元年已後三度赦文·每年旨條、 仍委御史臺及出使郎 申敕長吏、 不丁寧。 一錢一物、 如聞或未遵行、 明加禁斷。 狀·彈 州府長吏、 (中) 官·御史訪察聞奏. 如刺史承使牒於界內権率 奏山南 尚有欺弊、 並以枉法贓論」、 権 西道 率、比來制 兩稅外草 永言奉法 兩稅留州 狀
- (86) 『文苑英華』卷四二〇·赦書一·登極赦書·大中十三年百姓德音「…。諸道兩稅外、據権率比來創制敕處分、非不 一百姓德音「…。諸道兩稅外、據權率比來創制敕處分、非不 一百姓德音「…。諸道兩稅外、據權率比來創制敕處分、非不 一百姓德音上,完善性
- (87) 『册府元龜』卷六五·帝王部·發號令門四「〔太和七年〕官·御史切嘉〔加〕察訪。如有違越、卽具奏聞。…」前後赦敕、纍有條具、尙恐因循、依前壅塞、宜委出使郎,行九日嗣登寶位赦「…。諸道州府、閉糴禁錢、頗爲弊事、代第八子,
- 條錄聞奏。郎官宜委左右丞勾當、法官委大理卿勾當、限朝史所歷州縣、其長吏政績、閻閻疾苦、及水旱災傷、竝一一向外生人勞弊、朝廷莫得盡知。自今已後、應出使郎官‧御濫、皆委出使郎官‧御史訪察聞奏。雖有此文、未嘗擧職、闔七月己未、詔曰「前後制敕、應諸道違法徵科、及刑政寃聞一月己未、詔曰「前後制敕、應諸道違法徵科、及刑政寃聞一月己未、詔曰「前後制敕、應諸道違法徵科、及刑政寃

も閏七月であり、本記事は「太和」七年閏七月とするのが『唐會要』にもあり、元和七年は閏年であって閏月一方、『册府元龜』が繋ける太和七年は閏年であって閏月に日巻六二・御史臺下・出使)、元和七年は閏年ではない。 現後五日內聞奏、竝申中書門下。如訪知所奏事不實、必加見後五日內聞奏、竝申中書門下。如訪知所奏事不實、必加

- 節級重加懲貶、 **蚪。但令不失元額、** 支・鹽鐵知院官、訪察聞奏。」」 秋成之時、具管內墾闢田地頃畝、 於一鄉之中、先填貧戶缺闕。 縣不得輒問所收苗子、五年不在稅限。五年之外、 責。數外如有荒閑陂澤山原、 今已後、州縣每縣所徵科斛蚪、一切依額爲定、 『唐會要』卷八四・租稅下「會昌元年正月、 觀察使奏聽進止。 如所奏數外有賸納人戶斛蚪。刺史已下、幷 不得隨田加稅。仍委本道觀察使、 如無缺闕、卽均減衆戶合徵斛 百姓有人力、能墾闢耕種 及合徵上供留州若使斛到 仍令出使郎官・御史及度 不得隨年檢 依例收稅 自
- 『通典』と御史中丞高元裕の上奏を合わせて考えれば、「外臺」と呼んだ(同書卷二四・職官典六・侍御史・原註)。行・內供奉の形で郎官・御史を帶びており、これを「外兄)『通典』によれば、諸道使府の參佐は多くが檢校や裏

『旨す。』」は憲銜を帶びる諸道使府參佐と三司監院官(知院官

松浦典弘 [一九九八]。

91

- 以充進奉。」…。閏〔三〕月己酉、制降天下繫囚、蠲租稅、「欲令實惠及人、無如減其租稅。」…。又請「禁諸道橫斂、上以久旱、欲降德音。翰林學士李絳・白居易上言、以爲上,以為治通鑑』卷二三七・唐紀五三・憲宗紀〔〔元和四年〕
- 『文苑英華』卷四三五・徳音二・賑恤徳音上・亢旱撫恤『文苑英華』卷四三五・徳音二・賑恤徳音上・亢旱撫恤『文苑英華』卷四三五・徳音二・賑恤徳音上・亢旱撫恤『文苑英華』卷四三五・徳音二・賑恤徳音上・亢旱撫恤

93

出宮人・絕進奉・禁掠賣

皆如二人之請。」

- 自廢罷、受納裴均所進銀器。天下之人、皆謂詔書不信、必四海、德施周於萬類、家吟戶詠、氣舒目明。纔及數月、今四海、德施周於萬類、家吟戶詠、氣舒目明。纔及數月、今と下、願卻之。」上遽命出銀器付度支。…」陛下、願卻之。」上遽命出銀器付度支。…」陛下、願卻之。」上遽命出銀器付度支。此,於德晉後進銀夏四月、山南東道節度使裴均恃有中人之助、於德晉後進銀夏四月、山南東道節度使裴均恃有中人之助、於德晉後進銀

96

ガ)『白毛長蹇集』卷四一・奏伏一・論裝勻進奉詪器伏「… 姦以事君、固違制書、敢進銀器、此是試陛下之意、…」 謂陛下以財貨爲先、此人非益於聖德也。其裴均、行不繇道

(%) 『册府元龜』卷八九‧帝王部‧赦宥門八「〔元和〕三年正(》)『册府元龜』卷八九‧帝王部‧赦宥門八「〔元和〕三年正

(9) 『資治通鑑』卷二三七・唐紀五三・憲宗紀「〔元和三年三(10) 『資治通鑑』卷二四一・唐紀五七・憲宗紀「〔元和十四年上月〕甲午、韓弘又獻絹二十五萬匹、絁三萬匹、銀器二百七月〕甲午、韓弘又獻絹二十五萬匹、絁三萬匹、銀器二百七月〕甲午、韓弘又獻絹二十五萬匹、絁三萬匹、銀器二百七月。平午、韓弘又獻絹二十五萬匹、絁三萬匹、銀器二百七十。左右軍中尉各獻錢萬緡。…」

109

苑英華』卷四二六・赦書七・禋祀赦書三)。 (⑫) 穆宗・長慶元年(八二一)正月三日の南郊改元赦(『立

103

·長慶四年

(八二四)

三月三日の詔敕

① 册

府元龜

卷九○・帝王部・赦宥門九)。

(105) 前註 (74) 參照

(106) 前註 (75) 參照。

(107) 前註 (79) 參照。

108

官。臣今月三日、 元推官典、並請追赴臺推勘、 審知、先未經本司論理者、 得卽詣臺論訴。如有先進狀、 有論理公私債負及婚田兩競、 日多便詣臺論訴、 論、皆合先陳府縣、 史臺奏「伏以御史臺臨制百司、 [唐會要] 卽罰直書下考。稍重、 事煩則綱紀轉輕。至如婚田兩競、息利交關 即任經臺司論訴。 卷六〇·御史臺上·御史臺「大中元年四 已於延英面奏、令臣將狀來。」敕旨。「依 煩褻旣甚、 如屬諸軍·諸使、亦合於本司披論。 臺司推勘冤屈不虛、 即停任貶降。 亦且請送本司。 量事情輕重科斷。 及接宰相下狀送到臺司勘、 且令於本司·本州府論理 爲弊頗深。 糾繩不法、 以此懲責、庶冤曠 自今已後、 如已經本司論理 其本司·本州 32

此色、卽具名奏、當議懲殿。如州縣妄有祗候、官吏所由、觀察使、及出使郎官・御史、幷所在巡院、切加覺察。如有牒、兩處祗供、害物擾人、爲弊頗甚。自今已後、宜委諸道使頭陸路、則隨從船行。或使頭乘舟、則隨從登陸。一道券敕「如聞江淮之閒、多有水陸兩路。近日乘券牒使命等、或敕「如聞江淮之閒、多有水陸兩路。近日乘券牒使命等、或

任大熙

節級承諱 無容貸。」」

- (11) 眞御史については、賴瑞和[二〇〇八]を參照。
- (Ⅲ) 高橋 [一九七八]、寧 [一九八九]、陳 [二〇〇九b]。

112

高橋 [一九七八]、四三頁。

- (14) 前註 (93) 參照。

120

なお、觀察使幕職官中の憲銜保持者については出使郎

- (11) 『唐大詔令集』卷二九・皇太子・鹽鐵分巡院、同爲遺者、委御史臺、糾察以聞、仍委度支・鹽鐵分巡院、同爲皇太子德晉「…。其諸道方鎭・刺史等、有聚斂貨財潛行饋
- (116) 前註 (85) 參照
- (117) 前註(4)參照。
- 不伏州縣差科、疲人徧苦、事轉不濟、如有此色、仰當日勒「…。如聞度支・鹽鐵院等所在影占富商高戶、庇人院司、十五年正月卽位、二月丁丑、御丹鳳樓、大赦天下。制曰(IB) 『册府元龜』卷九〇‧帝王部‧赦宥門九「唐穆宗以元和

- 歸。…」
- (19) 『唐大詔令集』卷七二・典禮・南郊六・乾符二年南郊赦(19) 『唐大詔令集』卷七二・典禮・南郊六・乾符二年南郊兼大則任聞奏、兼申中書門下、御史臺以憑推勘、所冀遞相事大則任聞奏、兼申中書門下、御史臺以憑推勘、所冀遞相中書八明任聞奏、兼申中書門下、御史臺以憑推勘、所冀遞相檢察、不敢侵凌。…」
- 官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者に權限を付與するとした記事が大中四年におっ憲銜保持者に權限を付與するとした記事が大中四年におして権限付與の對象を選擇し、付與する權限を限定しておじて權限付與の對象を選擇し、付與する權限を限定しておいて權限付與の對象を選擇し、付與する權限を限定しておいて權限付與の對象を選擇し、付與する權限を監察に利用り、出使郎官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知院官中の憲銜保持者の閒に存在するような相官・御史と知代を表表した。

**—** 33

### 參考文獻

まざ

胡寶華 [一九九五] 「唐代の彈劾制度の變容について」『東洋史研究』 第五四卷第一號

[二〇〇〇]「右御史臺と諸道按察使について 兩制度が交互に用いられた理由 ――」『東アジア史の展開と日本』 (西嶋定生

[一九八一] 「觀察處置使について 主として大曆末まで」 『唐代兩稅法の研究 · 前篇』 (日野開三郎東洋史學論集第三	
─── [一九六○] 「兩稅法以前に於ける唐の権鹽法」 『社會經濟史學』第二六卷第二號	
日野開三郎[一九三八]「唐代の閉羅と禁錢」『史淵』第一九輯	田田
根本誠 [一九六九] 「「因話錄」における御史臺について」 『早稻田大學大學院文學研究科紀要』 第一五輯	根本
─── [一九八二] 「唐代の南選制と嶺南地方に就いて」 『武庫川女子大學紀要(文學部編)』 第三○集	
甲村裕一[一九七一]「唐代內藏庫の變容 ── 進奉を中心に ──」『待兼山論叢』第四號	甲廿
礪波護[一九九○]「唐代社會における金銀」『東方學報(京都)』第六二册	鱱
鄭炳俊[一九九四]「唐代の觀察處置使について ―― 藩鎭體制の一考察 ――」『史林』第七七卷第五號	鄭
梁山治三郎 [一九六四] 「唐代における御史と酷吏について」 『京都府立大學學術報告・人文』第一六號	染山
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
[一九九七] 「唐代後半期の度支・鹽鐵轉運巡院制に關する若干の考察」 [第三屆中國唐代文化學術研討會論文集]、中國唐代學	
敏一先生古稀記念・中國古代の國家と民衆』、汲古書院	
[一九九五] 「唐後半期の官界における知院官(度支・鹽鐵轉運巡院の長官)の位置について 知院官攷その一J 『堀	
─── [一九八六] 「唐後半期、度支使・鹽鐵轉運使系巡院名增補攷」 『東洋大學文學部紀要』第三九集・史學科篇Ⅺ	
[一九八二] 「唐後半期における巡院と漕運」 『東洋大學文學部紀要』第三六集·史學科篇M	
會	
――― [一九七八] 「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」 『星博士退官記念中國史論集』 、星斌夫先生退官記念事業	
[一九七六] 「唐代の地方鹽政機構とくに鹽監· (鹽院)・巡院等について」、東北史學會『歷史』第四九輯	
─── [一九七三] 「唐後半期に於ける度支使・鹽鐵轉運使系巡院の設置について」 『集刊東洋學』第三○號	
橋繼男[一九七二]「劉晏の巡院設置について」『集刊東洋學』第二八號	局橋
曾我部靜雄 [一九七二] 「唐時代の貢獻制度」 『文化』 第三六卷第一・二號	晋华
念東洋史論叢	
<b>婡尾達彦[一九八○]「唐代鹽專賣法の規定內容とその效力」『立命館文學』第四一八・四一九・四二○・四二一號、三田村博士古稀記</b>	妹
博士追悼論文集)、山川出版社	

— 34 —

卷)、三一書房

任育才[一九七五]「唐代監察制度之研究」『唐史研究論集』、鼎文出版社章清[一ナナー]「淺吟貞是另地才正置台轉行」『ゔ貞书』 -ナナー 年第五其
—— [一九八八] 「唐代的御史推彈制度」 『西南師範大學學報(哲學社會科學版)』 一九八八年第五期
龍大軒[一九八七]「唐前期監察地方的使職制度初探」『西南師範大學學報(人文社會科學版)』一九八七年第二期
賴瑞和 [二〇〇八] 『唐代中層文官』、聯經出版公司
賈玉英 [二〇〇四]「唐宋地方監察體制變革初探」『史學月刊』二〇〇四年第一一期
賈憲保[一九八四]「唐代巡院初探」『人文雜誌』一九八四年第三期
胡滄澤[一九九三]『唐代御史制度研究』(大陸地區博士論文叢刊四一)、文津出版社
──── [二○○五] 『唐代監察制度研究』、商務印書館
胡寶華 [二〇〇三] 「唐代 ´進狀、 、、關白、 考」 『中國史研究』 二〇〇三年第一號
何汝泉[一九八九]「唐代前期的地方監察制度」『中國史研究』一九八九年第二期
高一涵 [一九三四] 『中國御史制度的沿革』、商務印書館(中華書局、一九三七年再版)
池田溫[一九八九]「採訪使考」『第一屆國際唐代學術會議論文集』、中華民國唐代研究學者聯誼會
陳璽[二〇一一]「詣臺訴事慣例對唐御史臺司法權限的影響」『湘潭大學學報(哲學社會科學版)』第三五卷第一期
————[二○○九b]「唐朝中央地方政府的財政監督述論」『寧波大學學報(人文科學版)』第二二卷第二期
———— [二○○九 a]「唐朝的出使郎官與地方監察」『厦門大學學報(哲學社會科學版)』二○○九年第二期
陳明光[一九八五]「論唐代方鎭〝進奉〞」『中國社會經濟史研究』一九八五年第一期
[中文]
[一九七一]「唐代御史制度について(二)」『法と政治』第二二卷第三號
八重津洋平 [一九七〇]「唐代御史制度について (一)」『法と政治』第二一卷第三號
室永芳三 [一九六九]「唐末內庫の存在形態について」『史淵』第一〇一輯
松本保宣[二○○七]「唐朝御史對仗彈奏小考」『立命館文學』第五九八號
松浦典弘[一九九八]「唐代後半期の人事における幕職官の位置」『古代文化』第五〇卷第一一號
古松崇志[一九九九]「唐代後半の進奉と財政」『古代文化』第五一卷第四號

[一九八六] 「唐代御史制度」『勞貞一先生八秩榮慶論文集』、臺灣商務印書館

徐式圭 謝元魯 [一九八八] 「唐代出使監察制度與中央決策的關係初探」『社會科學家』一九八八年第三期

張碧珠 [一九七六] [一九三七] 「唐代御史臺組織與職權之研究」、國立臺灣大學法學院『社會科學論叢』 『中國監察史略』、中華書局

附記

本稿は、日本學術振興會特別研究員DC1

成を受けたものである。

張東光 [二〇〇五] 「唐代御史臺的裏行官」 『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』第三三卷第二期

(京都大學大學院文學研究科)として、科學研究費補助金 (特別研究員獎勵費) の助

#### SUPERVISION OF THE ADMINISTRATION OF LOCAL GOVERNMENTS IN THE LATE TANG: CHUSHI-LANGGUAN/YUSHI 出使郎官/御史 AND XUNYUAN 巡院, OFFICIALS WITH XIANXIAN 憲衛

#### Onogi Satoshi

In the late Tang, imperial edicts commanded *Chushi-Langguan/Yushi* 出使郎官/御史 and *Xunyuan* 巡院 to supervise the administration of local governments in addition to the *Yushitai* 御史臺. Previous scholarship has examined one or the other of the two individually but has not examined both comprehensively, so the understanding of each has been inadequate. This paper attempts to individually examine each and then show the overall picture of the system of the supervision of the administration of local governments in the late Tang.

The supervision of the administration of local governments by Chushi-Langguan/Yushi was introduced to restrain activities of the Fanzhen 藩鎮 and Zhou Xian 州縣 that had been obstacles to the rebuilding the imperial finances after the An Lushan Rebellion during the reign of Emperor Daizong 代宗. The supervision by them was utilized in many directions. Early in the reign of Emperor Xianzong 憲宗, punishments for violations of imperial edicts had not been severe, so it was ineffective. Therefore, in addition to the supervision by Chushi Langguan/Yushi, the supervision by Zhiyuanguan 知院官 with xianxian 憲銜 was introduced, and the supervision by them was also utilized in many directions. Xunyuan were distributed all over the empire and their officials were stationed in specific localities, so they were most suitable for supervising these localities at all times. However, supervision of the administration of local governments exceeded the official authority of the Xunyuan. Therefore the Imperial Court utilized xianxian that had been given most Zhiyuanguan as the grounds to supervise the administration of local governments. Previous scholarship understood that the authority to supervise was vested in the government office Xunyuan. But in reality, such authority was vested in Zhiyuanguan with xianxian. Those who supervised the administration of local governments in the late Tang, in addition to the Yushitai, were Chushi-Langguan/Yushi and officials with xianxian.

Chushi-Langguan/Yushi and officials of the Xunyuan could not be relied upon unconditionally, but in the late Tang, the demand for strengthening the supervision of Fanzhen and Zhou Xian had increased, and the Imperial Court used both. By the

avoidance of giving the comprehensive authority to supervise, the Imperial Court restricted the activity of those who were not completely reliable. Depending on the circumstances, the Imperial Court might use one of the two or have one assist the other, and thereby maintained the function of supervision by both. The Imperial Court had expanded types of officials who had authority to supervise. I hypothesize that behind this trend was the goal of preventing a complete loss of the function to supervise the administration of local governments by securing a variety of persons charged with supervision in situations that required utilization of officials who were not completely reliable.

#### KOREAN FIREARMS IN THE JOSEON PERIOD

#### YAMAMOTO Susumu

Traditional studies of the history of firearms in East Asia have placed great importance on specifying the time when European guns were first introduced and technical comparison of guns made in each East Asian country. Although the authors differ in some respects, they have a common understanding that the gun introduced into Japan by Portuguese in 1542 or 1543 inaugurated a new epoch in the history of firearms in East Asia. However, there are few studies that discuss how guns were used on the battlefield. This article reexamines the history of the development of guns during the Joseon period of Korea history from the point of view of their tactical use.

Guns had been introduced into Korea from China during the late Goryeo 高麗 period, and Joseon's King Sejong 世宗 attempted the full-fledged development of firearms, but few were used in battle as a result of their inaccuracy and a shortage of gunpowder. After the king's death, the guns were only used for fireworks. But after the pillaging of the Japanese piracy during Jiajing 嘉靖 era (1522–66), China and Korea made large-scale guns and Portuguese-style cannons that could be loaded on warships. In contrast, the harquebus spread as a battlefield weapon among the warring lords of Japan. At the beginning of the Japanese invasion in 1592, Japanese harquebus overwhelmed Korean bows, and Japanese forces were able to advance to Pyeongyang in a short time. However, after the Ming army entered the conflict, the Chinese troops fired cannons from outside the effective range of harquebus, triggering a Japanese response that revealed the weak points of the harquebus—its